

令和7年度 建設業講習会

建設工事における 安全衛生管理について

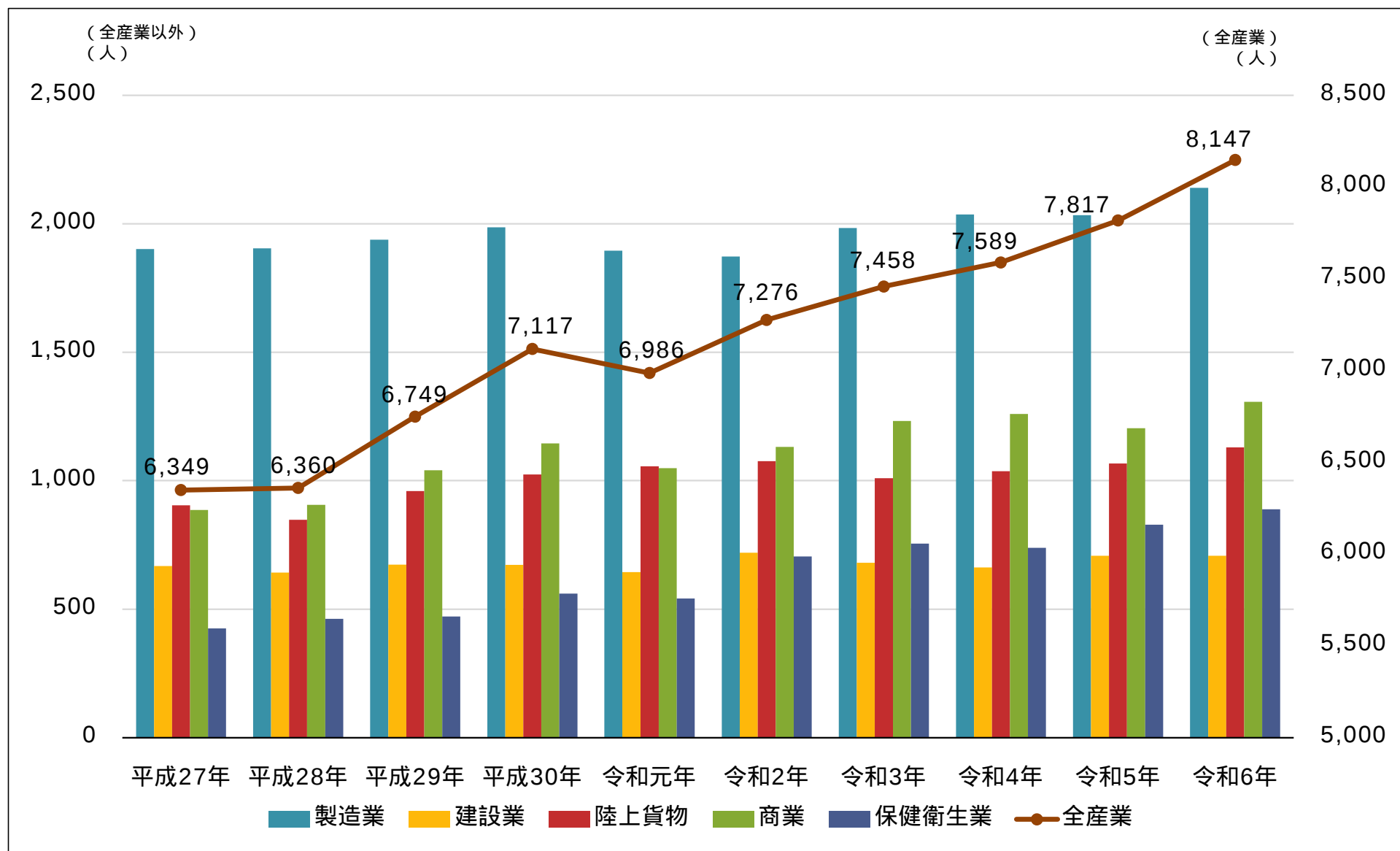
令和7年11月6日、11日



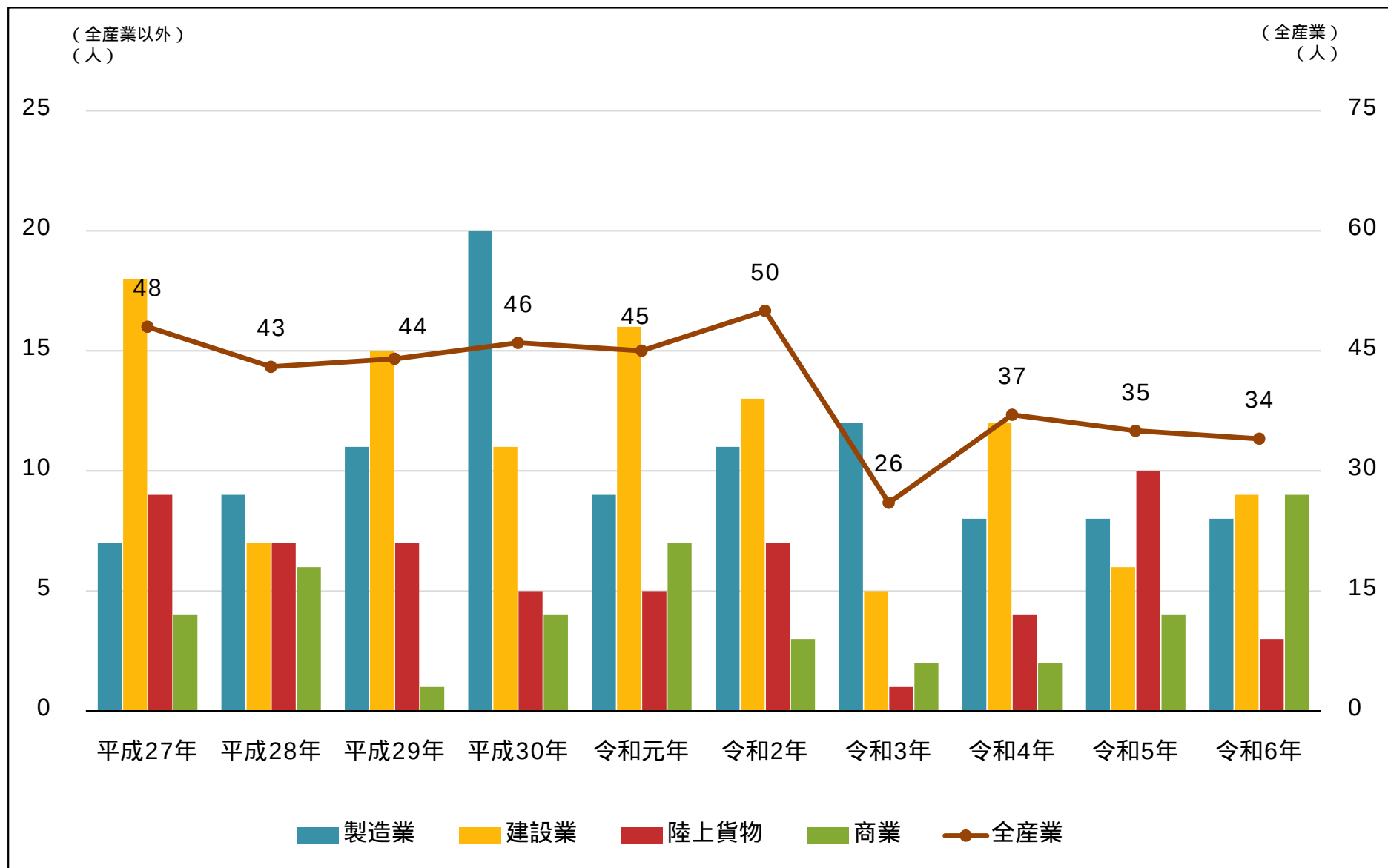
愛知労働局労働基準部安全課

令和6年の労働災害発生状況

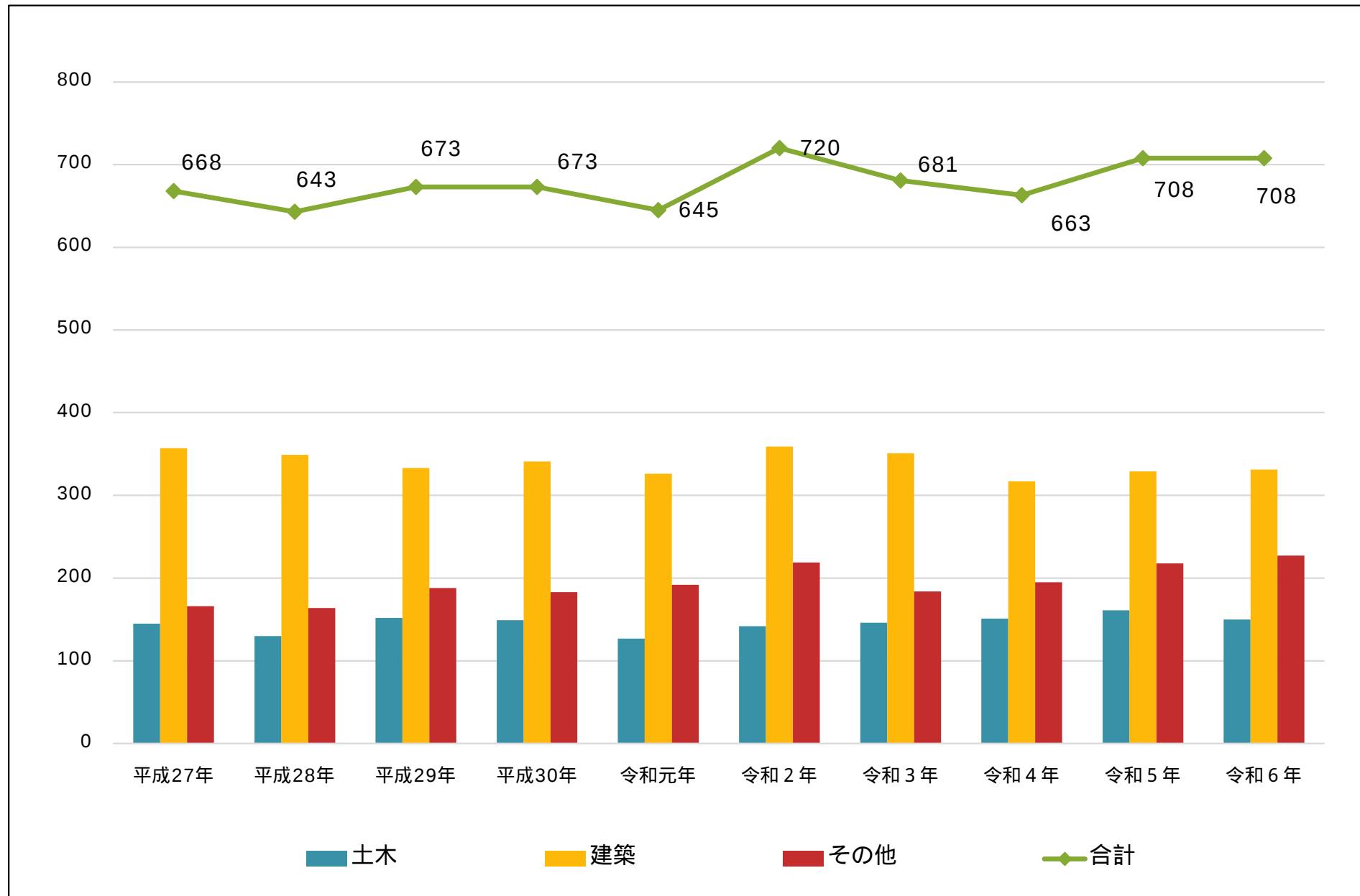
死傷災害の推移



死亡災害の推移



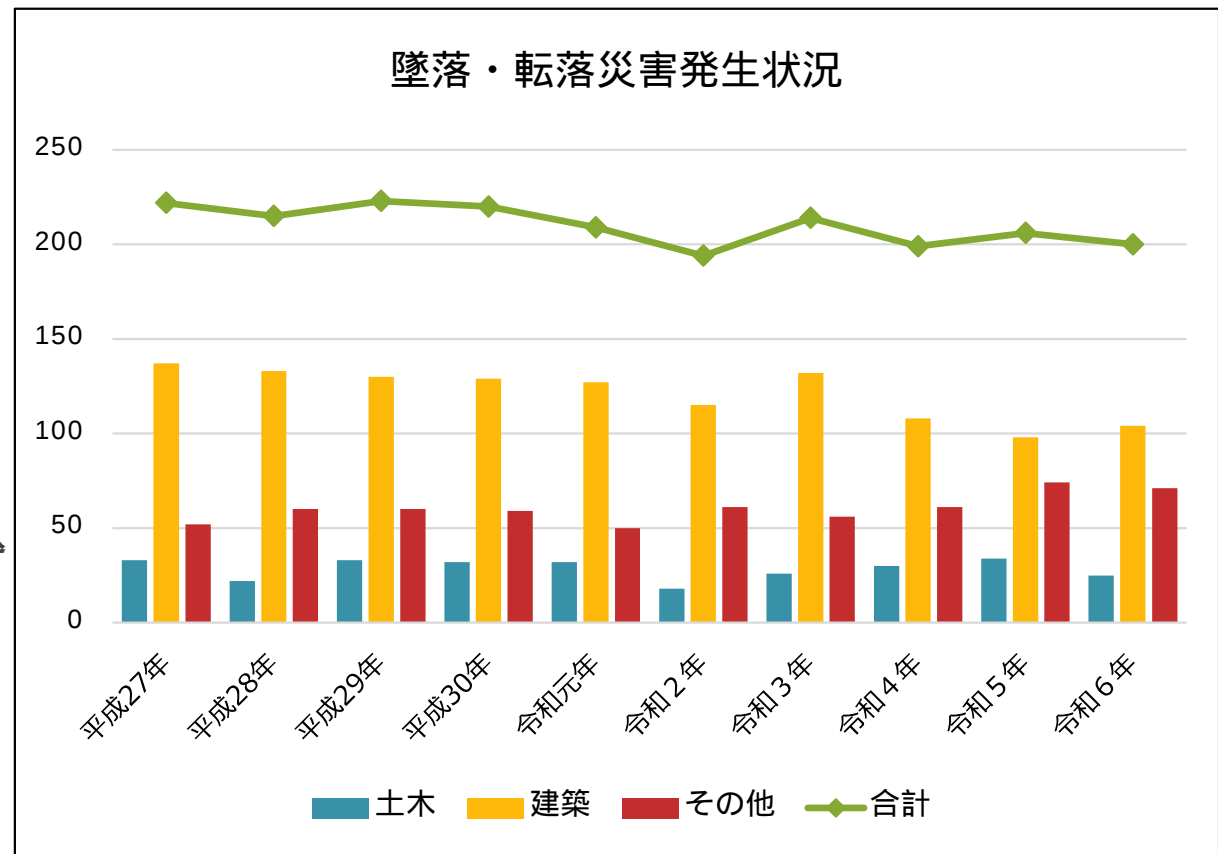
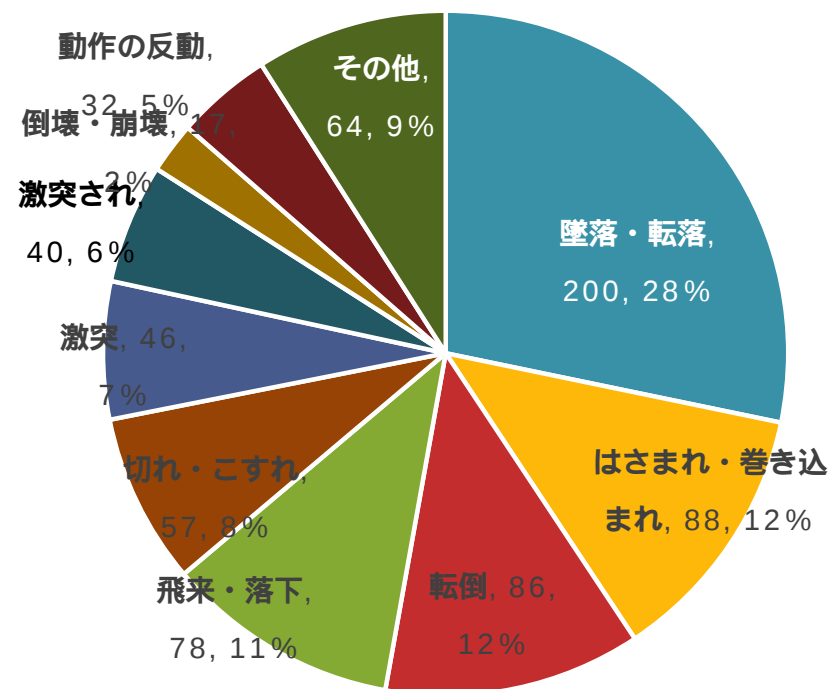
建設業における死傷災害の推移



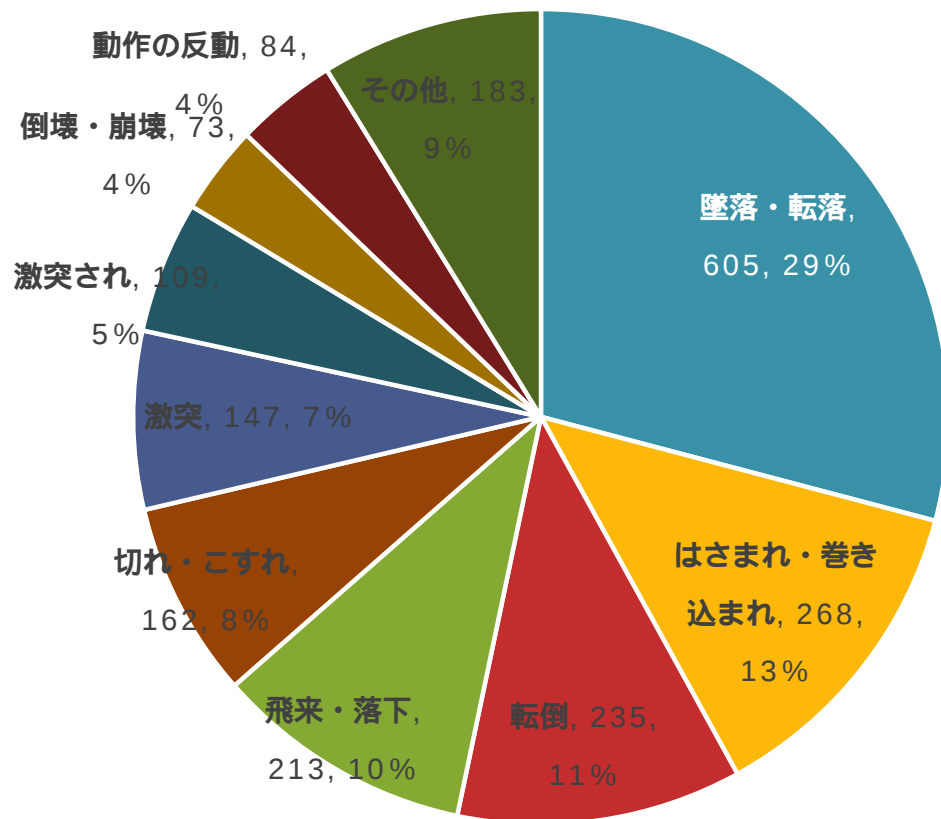
建設業における死亡災害発生状況（令和6年）

業種	事故の型	起因物	年齢	経験期間	災害の概要
その他の建築工事業	墜落、転落	はしご	68	52年	土蔵改修工事の一環として、土壁の補修箇所の調査のため、被災者は、脚立2段目に立ち、外壁トタンを外す作業を行った。脚立は同僚作業員が押さえていたものの、被災者は作業中にバランスを崩して転落した。
機械器具設置工事業	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	51	10年	被災者は、建物の庇上に散水装置を設置する工事のため、庇上で準備作業を行っていたところ、約4.5m下へ墜落した。
その他の建築工事業	墜落、転落	はしご	67	20年	屋根工事の見積もりのため、はしごを用いて屋根に登ろうとしたところ、はしごから転落した。
機械器具設置工事業	墜落、転落	足場	58	28年	エレベーター設置工事において、昇降路内で搬器の枠組みに足場板をかけて作業床とした。被災者が、当該作業床上で作業を行っていたところ、当該作業床の固定器具が一部外れ、当該作業床が傾いたため、墜落した。
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	42	10年	工場内への機械搬入工事において、工場の屋根に一時的に設けた開口部について、当該開口部周囲にベニヤ板を設ける作業を行っていた際、被災者がFRP製の窓明かりを踏み抜いて墜落した。
上下水道工事業	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	41	3年	下水道工事にて、道路上で被災者は、交通誘導員が付き添いマーキング作業を行っていた。作業終了間際に、被災者が交通誘導員に、他の場所での作業を指示した。その後、被災者が車両にはねられた。
その他の建設業 - その他	交通事故（道路）	トラック	69	12年	被災者は、8tトラックにて、土の運搬中、下り坂のきついカーブで運転していたトラックが横転した。
道路建設工事業	はさまれ、巻き込まれ	基礎工事用機械	47	4年	橋梁基礎工事現場において、杭打機により鋼矢板を圧入作業中、被災者は、次の鋼矢板を建て込む前の清掃を行うため、杭打機に近づいたところ杭打機の可動部に頭部を挟まれた。
機械器具設置工事業	その他	起因物なし	62	29年	被災者は、出張のための移動中、道路上の端から飛び降り死亡した。

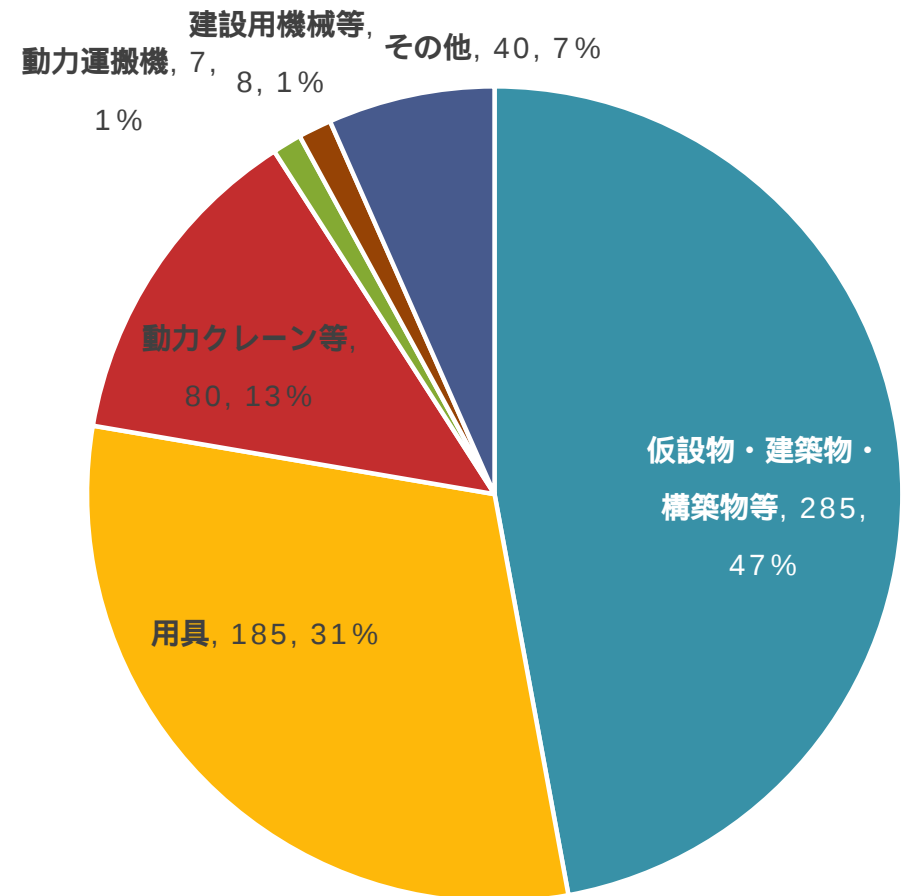
建設業の事故型別発生状況（令和6年）



建設業の事故の型別発生状況（過去3年間）

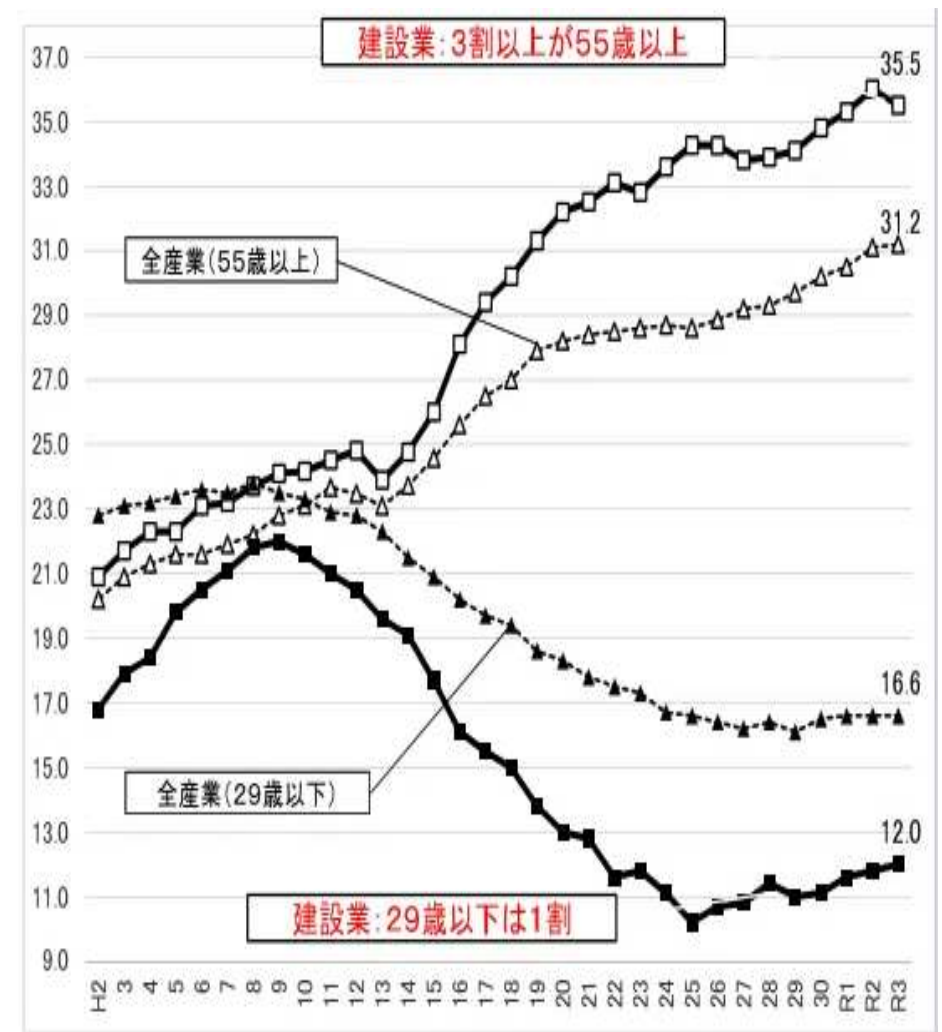
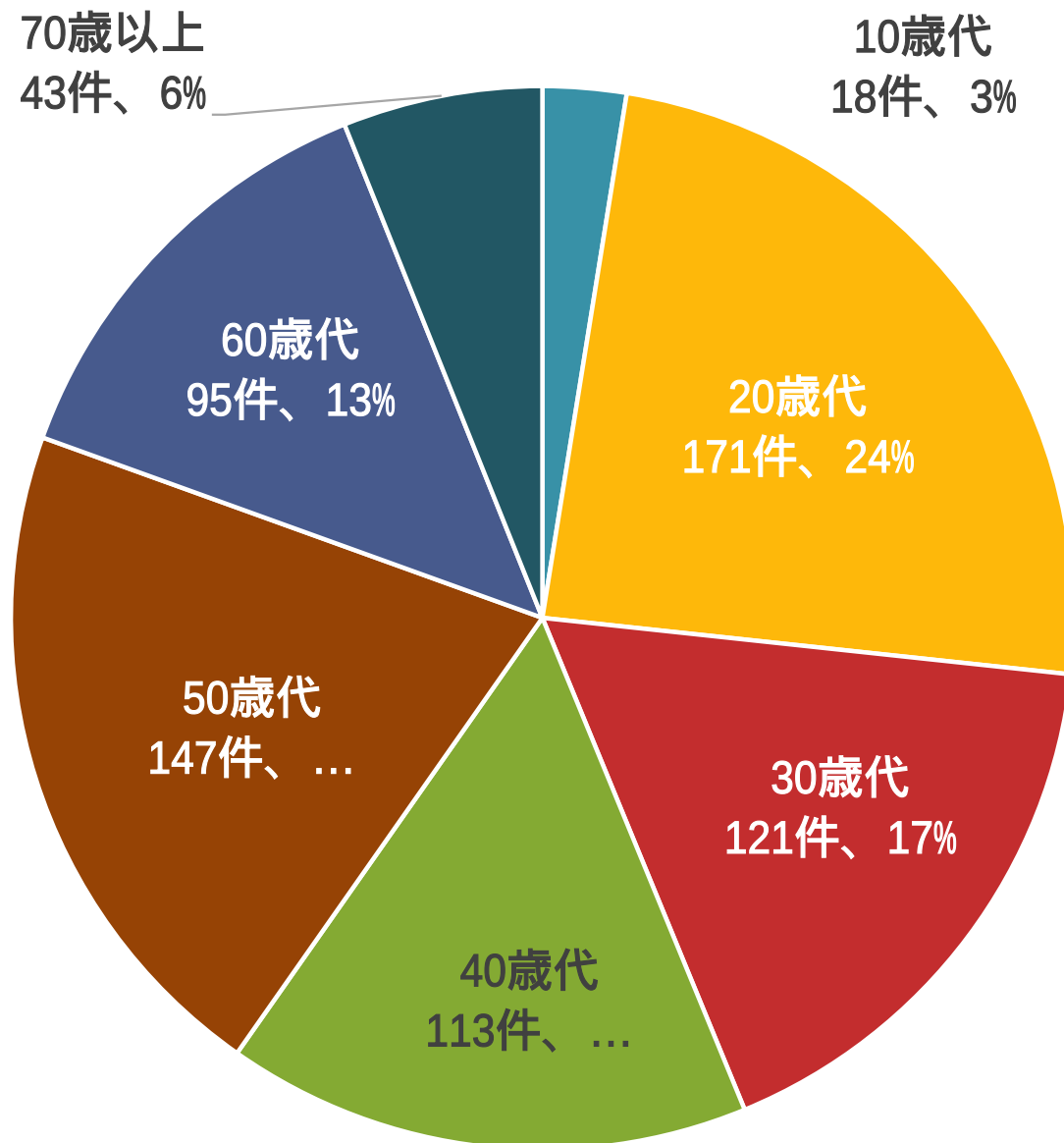


過去3年間の死傷災害（2079件）の事故型別内訳



過去3年間の死傷災害のうち、墜落転落災害（605件）の起因物別内訳

年齢別死傷災害の発生状況（令和6年）



出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

第14次労働災害防止計画





第14次労働災害防止推進計画

■ 計画のねらい

（１）計画が目指す社会

自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング（Well-being）**を実現する。

（２）計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

（３）計画の目標

愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。



「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

重篤な労働災害の防止

リスクアセスメントの普及促進

アウトプット指標

製造業

はさまれ・巻き込まれ災害防止等

- 残留リスク情報入手 70%以上

建設業

墜落・転落災害防止

- フロントローディング実施 80%以上

第三次産業

+ Safe 協議会等の運用

総合的な健康対策

労働者の心身の健康確保

- 年次有給休暇の取得率 70%以上

化学物質及び粉じん対策

- 化学物質RA実施 80%以上

石綿対策

- 「安全経営あいち賛同事業場」2000事業場以上

アウトカム指標

- 製造業死亡災害 6人を下回る
- 建設業死亡災害 5人を下回る

- 工業中毒による死傷災害 7人を下回る
- 定期健康診断有所見率 上昇率 0%以下とする

- 死亡災害 早期に、25人を下回る
- 死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる

計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

■ 重点事項ごとの具体的取組

項 目		主 な 内 容
(1) 「安全経営あい ち®」の推進	ア「安全経営あいち賛同事業場制度 (仮称)」の運用による機運醸成	「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ + Safe 協議会等の運用による 第三次産業対策	小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+ Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
(2) 重篤な労働災害 の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止 等を重点とした製造業対策	- 製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とし た建設業対策	- 建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 - 工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3) 総合的な健康対 策	ア 労働者の心身の健康確保のため の総合的対策	労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ 化学物質及び粉じんによる健康 障害防止対策	化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	令和2年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

- 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するように努める。

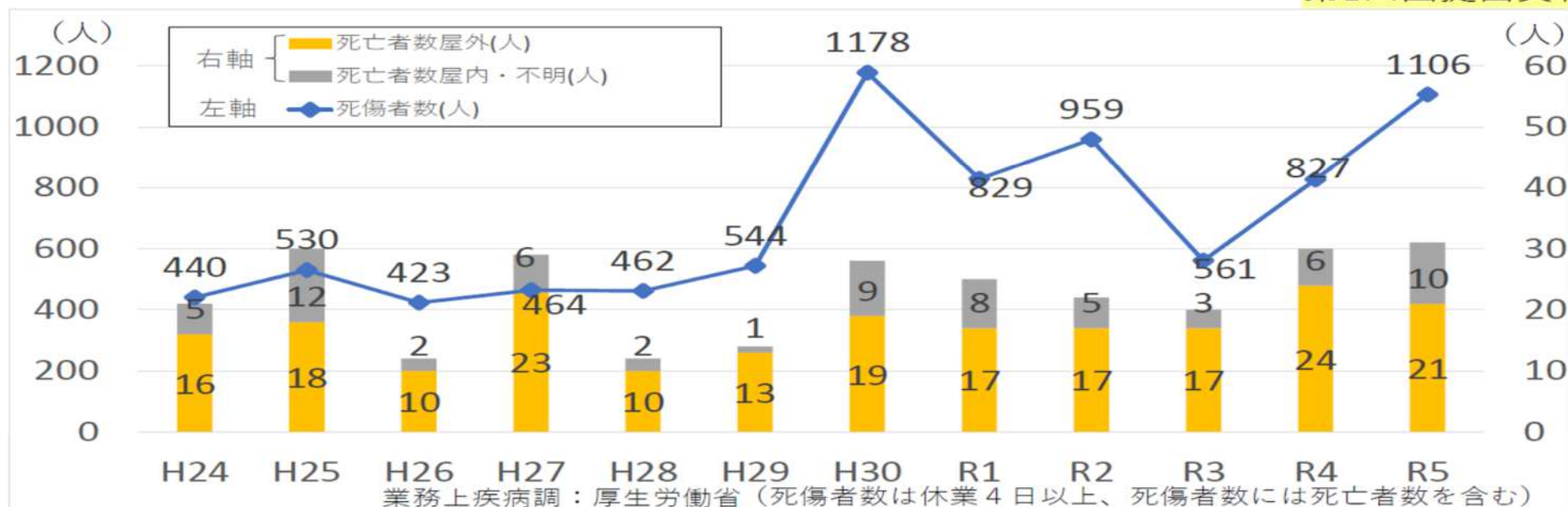
熱中症対策に係る規則改正等

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、
「早期発見のための体制整備」
「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」
「関係作業者への周知」を義務付けるもの。
(施行日：令和7年6月1日)

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）

第174回提出資料



2 改正の背景 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響によりさらなる増加の懸念がある
- ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

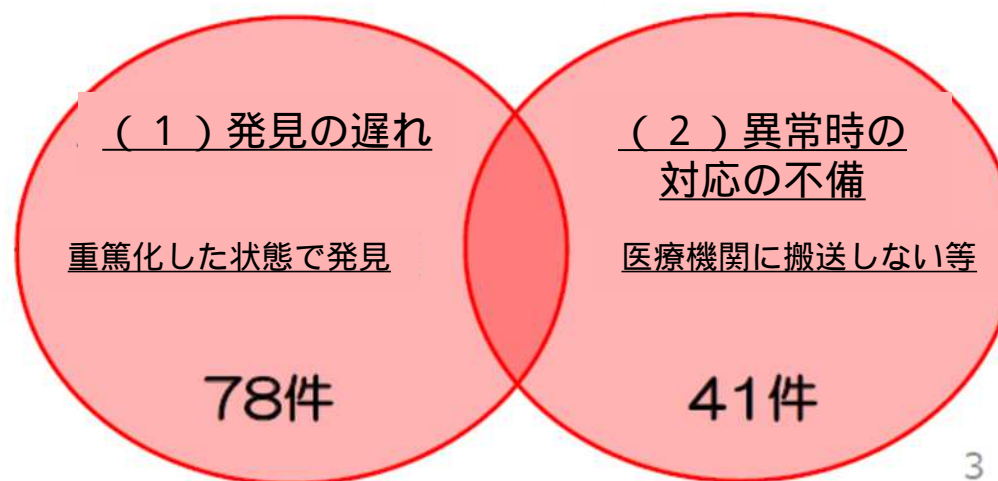
早急に求められる対応

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要項」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり

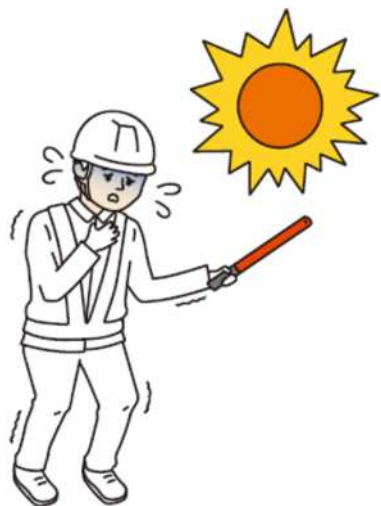


労働安全衛生規則

第612条の2（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第1項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、心身の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。



報告体制の整備（新設 安衛則第6 1 2 条の2 第1 項関係）

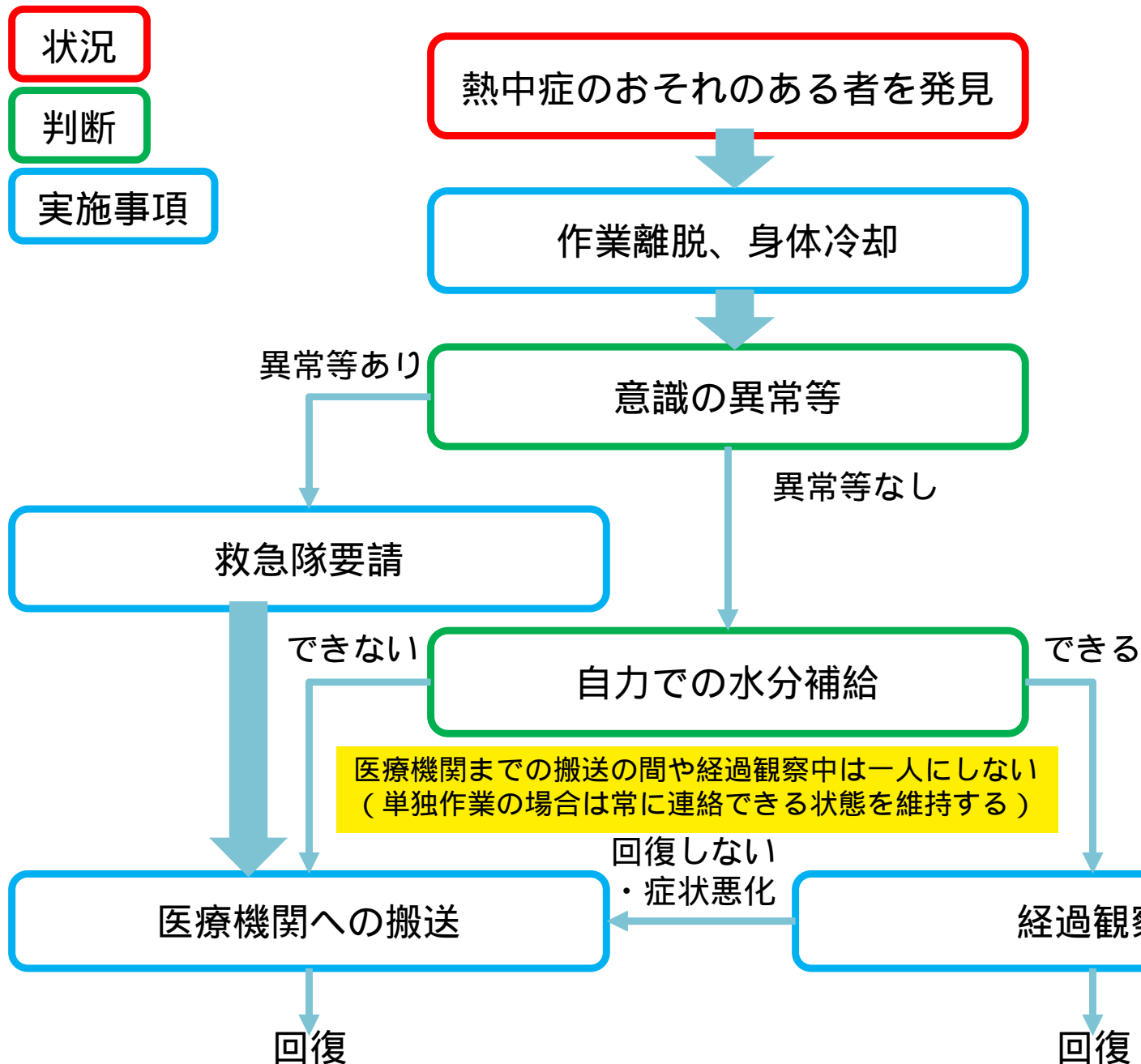
報告を行わせる体制の整備とは

- ◆ 熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等の**報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め明示する。**
作業者が同作業場で作業を行っている間、**随時、報告を受けることができる状態を保つこと**を含みます。
- ◆ 明示は作業日の作業開始前までに行うこと。
夏季の屋外作業のように一定期間、暑熱な場所で作業を行うことがあきらかな場合は余裕をもって体制を整え、作業に従事することが見込まれる者に周知するよう努めること。
- ◆ 周知は**報告先等が確実に伝わること**が必要です。
朝礼時に口頭説明と掲示場所を伝える、メール、文書配布などあらゆる手段で伝えてください。
周知結果の記録保存までは求めていないが、事業者として適切に対応することが求められています。

手順等の作成（新設 安衛則第6 1 2 条の2 第2 項関係）

- ◆ 手順作成の時期は**作業日の作業開始前まで**に行うこと。
夏季の屋外作業のように一定期間、暑熱な場所で作業を行うことがあきらかな場合は余裕をもって体制を整え、作業に従事することが見込まれる者に周知するよう努めること。
- ◆ 周知は**報告先等が確実に伝わること**が必要です。
朝礼時に口頭説明と掲示場所を伝える、メール、文書配布などあらゆる手段で伝えてください。
周知結果の記録保存までは求めているが、事業者として適切に対応することが求められています。
- ◆ 内容については事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実現可能な内容とする。（最終ページで紹介しているパンフレットに参考例があります。）
熱中症対策を行っていない事業場は少ないと思いますので、**今ある仕組みの見直しと文書化（電子媒体OK）**で対応できると思われます。

4 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図



熱中症が疑われる症状例

【他覚書状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら
返り）、頭痛、不快感、吐き気、
倦怠感、高体温 等

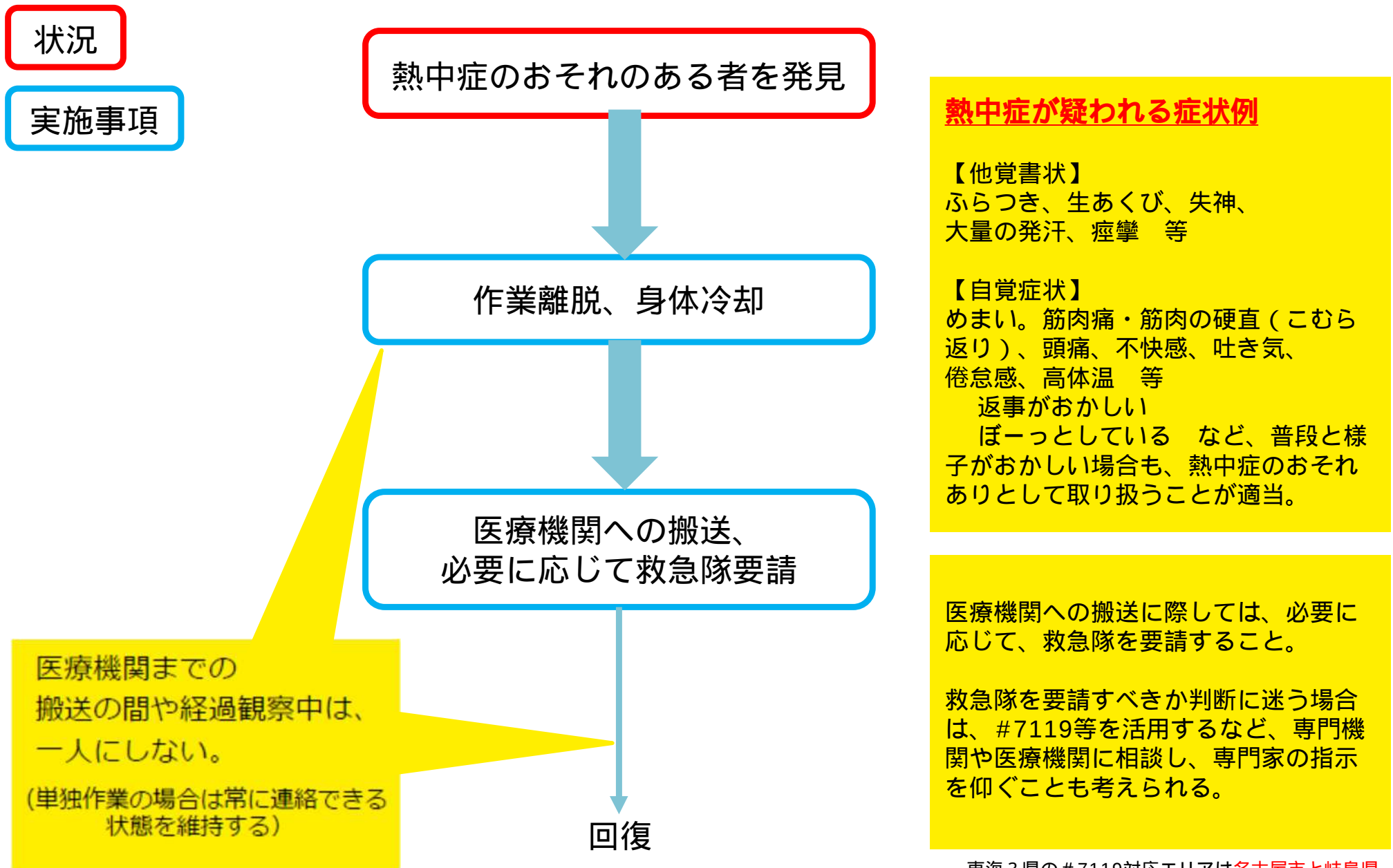
「意識の有無」だけで判断するの
ではなく、
返事がおかしい
ぼーっとしている など、普段と様
子がおかしい場合も、熱中症のおそれ
ありとして取り扱うことが適当。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合
は、安易な判断は避け、#7119等を活
用するなど、専門機関や医療機関に相
談し、専門家の指示を仰ぐこと。

東海3県の#7119対応エリアは名古屋市と岐阜県

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

5 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

6 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT値とは…暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格 JIS Z 8504 を参考に、実際の作業現場で測定する
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握する

WBGT基準値の活用方法：表1-1に基づいて、身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には、

- ・ 冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・ 身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う

表 1 - 1 身体作業強度に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値	暑熱非順化者のWBGT基準値
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業 (書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [釘打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 - 重量物の荷車及び手押し車を押し たり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりする など 	25	20

7 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、**直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等**を設けること。

(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に**冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所**を設けること。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者に作業に従事させる場合には、**暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。**

(3) 水分および塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、**水分および塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取**を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

第2 熱中症予防対策

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る



【朝礼やミーティングでの周知】【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には十分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



手順や連絡体制
の周知の一例

職場における熱中症対策の強化について

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の 強化について



パンフレット

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手続作成**」、「**関係者への周知**」が事業主に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を促すだけでなく、現場経路や「アイツ」の使用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での意思疎通などにより、熱中症の自覚がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や服装の状況等によっては、上記の作業に見当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。



リーフレット

建設工事における 安全衛生管理について

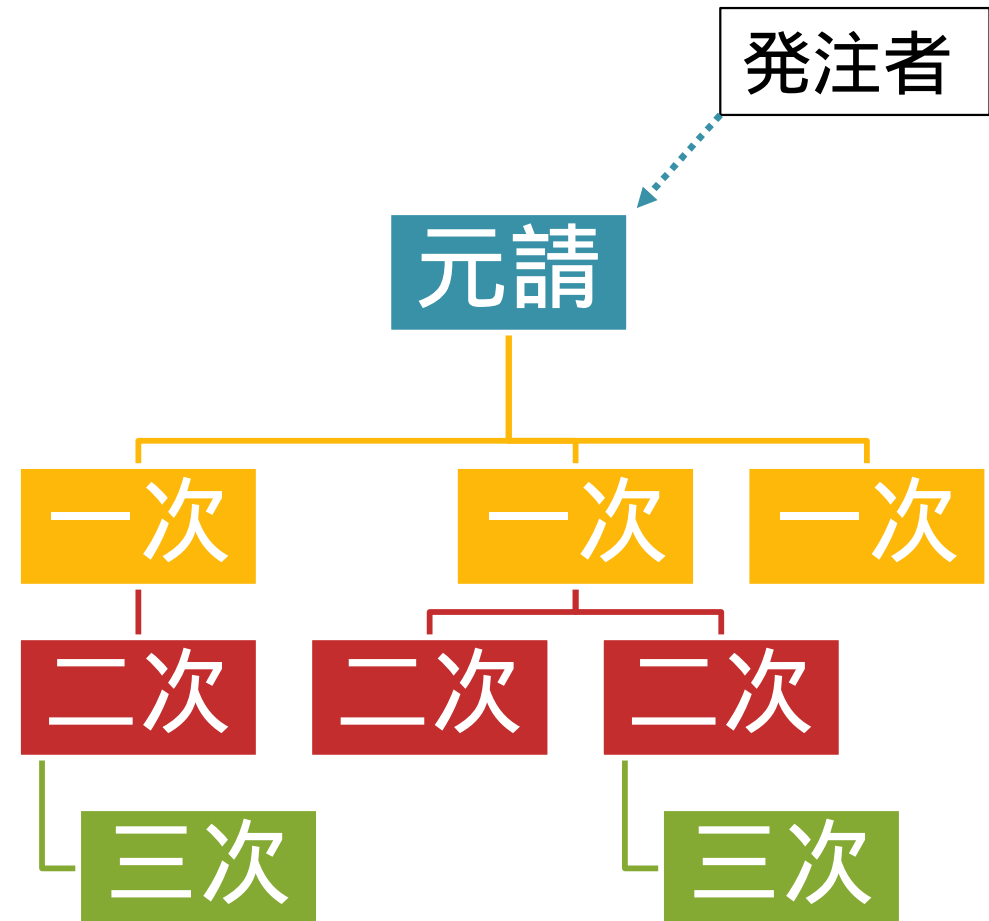
建設工事業の特徴

建設業は、発注者から元請事業者が建設工事の完成を請負い、その仕事の一部を数次の下請事業者が請負う重層下請構造です。

建設工事現場では、所属会社、職種の異なる労働者が同一の場所で混在して作業を行い、かつ作業内容が短期間に变化するという特徴があります。

建設工事現場での労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、発注者・元請・下請の責務を定めています。特に元請には下請を含めた建設工事現場全体の安全・衛生の管理を行う統括安全衛生管理を義務付けています。

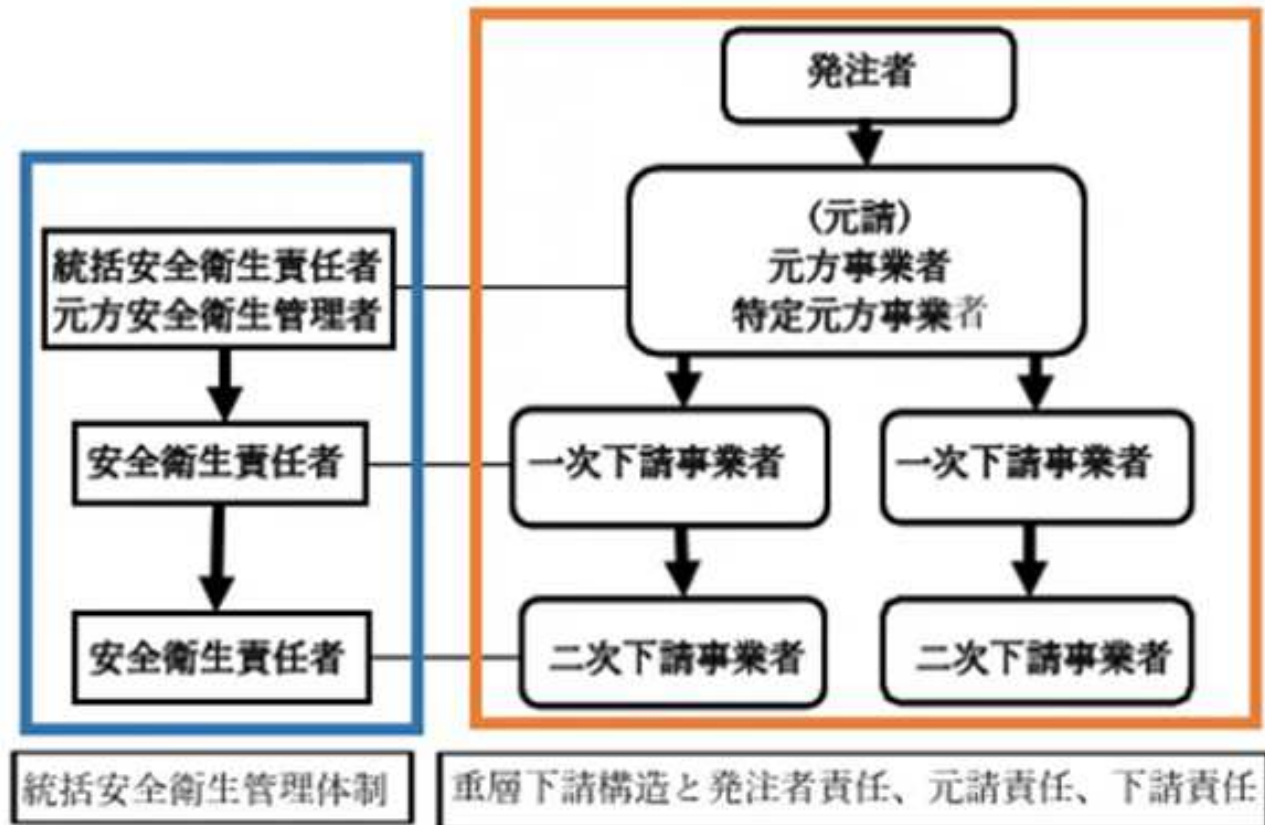
発注者とは、注文者のうちその仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう：安衛法第 30条第2項



元請、一次、二次、三次・・・それぞれの事業者が、自らが雇用する労働者の安全と健康を確保する義務を負う

元請は特定元方事業者として、協議組織の設置運営や、全体の連絡調整などの統括管理責任を負う

重層請負構造



安衛法第30条第1項(特定元方事業者)

労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害防止のための措置

- ・協議組織の設置及び運営
- ・作業間の連携及び調整
- ・作業場所の巡視
- ・安全衛生教育に対する指導及び援助
- ・工程の計画及び機械・設備等の配置計画の作成、機械・設備等に講ずべき措置への指導

発注者に求められる責任

安衛法第3条第3項

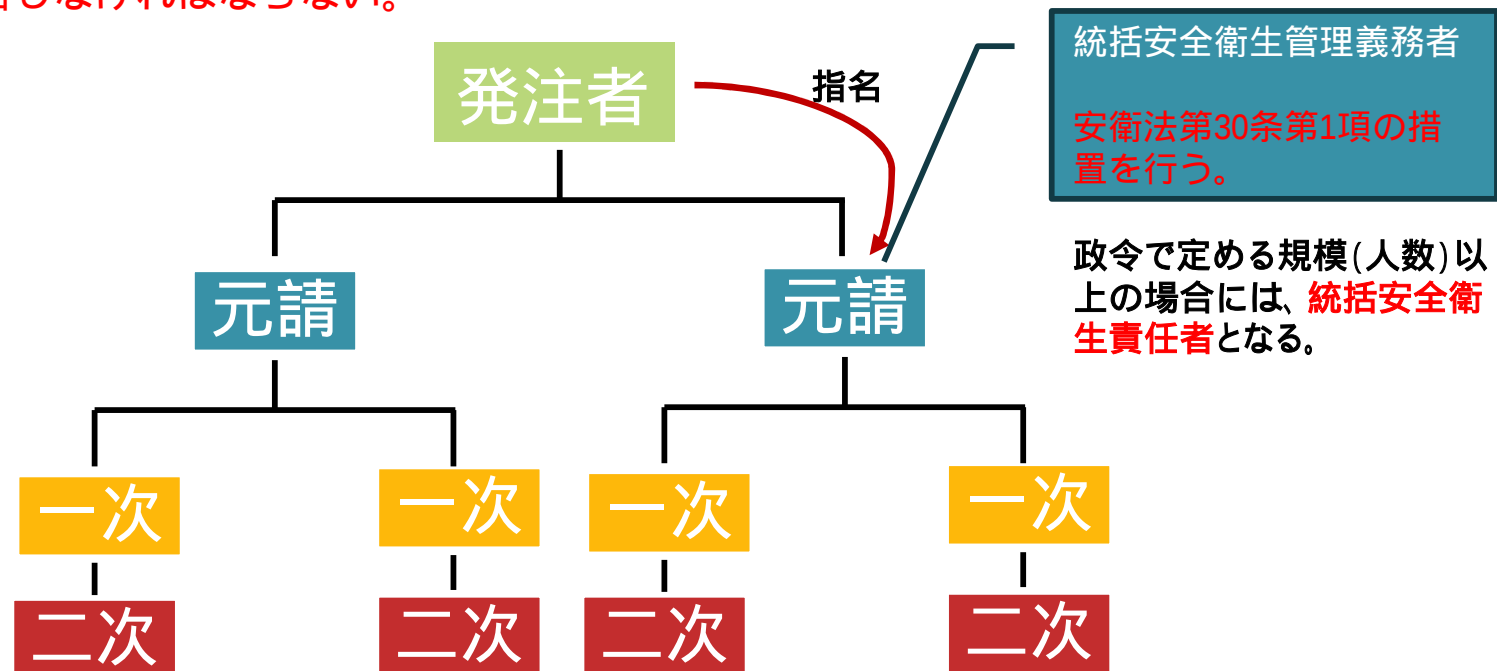
建設工事の注文者等仕事を他人に請負わせる者は、施工方法や工期等について安全で衛生的な作業の遂行を損なう恐れのある条件を附さないよう配慮しなければならない。

発注者が指定した施工方法の不備、短い工期等が原因で労働災害が発生した場合には発注者の責任が問われる場合があります。

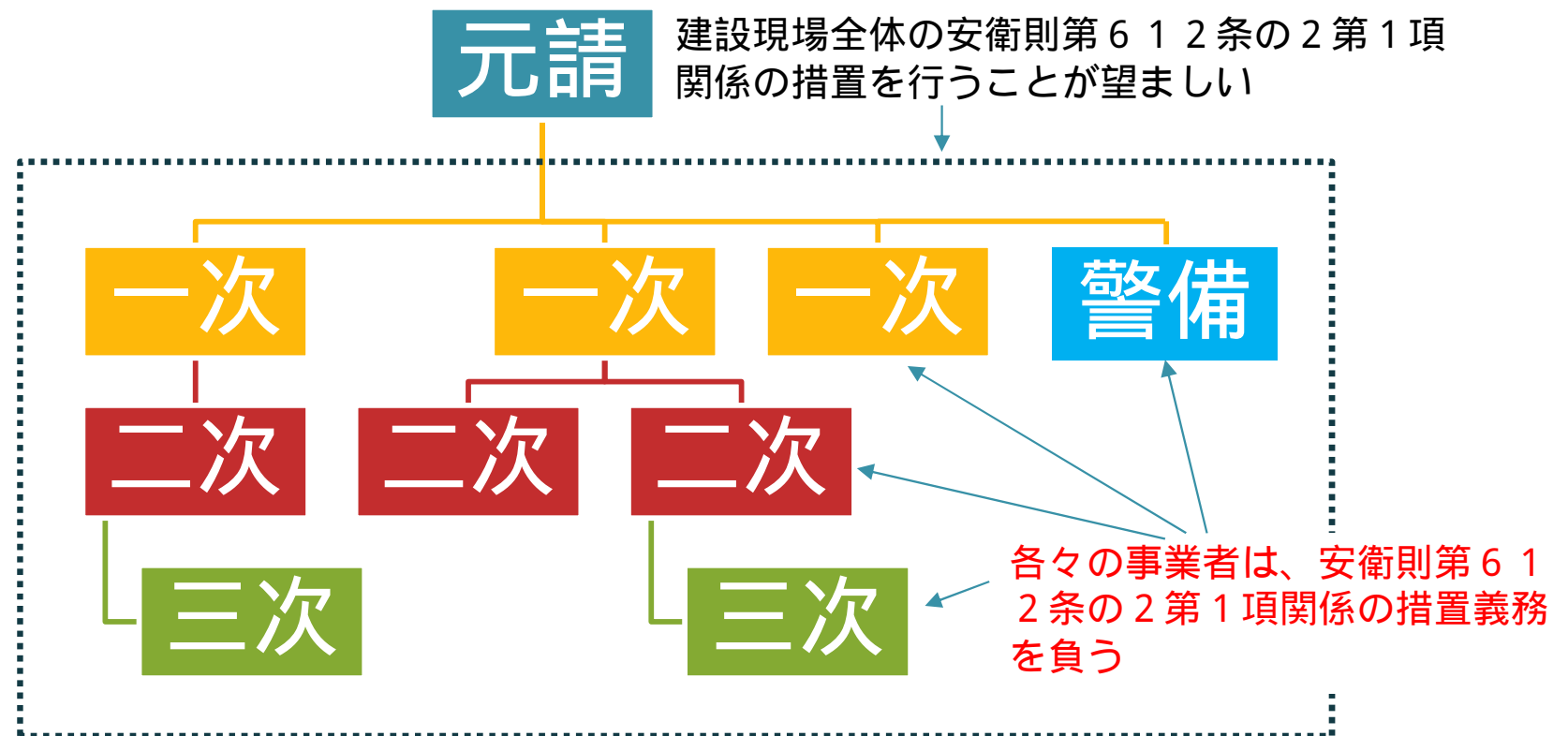
公共工事では、発注者側に監督員という技術者が関わることから、発注者も施工方法などについて一定の評価や判断ができるという前提で、発注者としての責任がより強く問われる傾向があります。

安衛法第30条第2項

発注者で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行われる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行うときは、請負人で当該仕事を自ら行う事業者のうちから第30条第1項の措置を講ずべきものを一人指名しなければならない。



改正 熱中症予防対策



令和7年7月4日付け事務連絡「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について(要請)」が厚生労働省、警察庁及び国土交通省の連名で関係機関へ要請されました。

【趣旨】

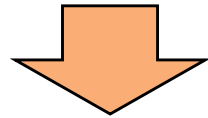
今般、改正された熱中症予防対策に係る安衛則の措置義務者は、基本的には、個々の事業者が講ずるものであるが、建設現場のように下請け業事業者や警備会社の業務体制を考えると、当該下請け事業者及び警備会社が、各々で改正安衛則に基づく措置を確実に実施することは困難な場合がある。

そのため、建設現場では、元請け事業者に、下請け事業者及び警備会社と協議のうえ、当該現場における下請け建設業従事者及び警備員についても、改正安衛則に基づく措置の対象に含めることをお願いするもの。

ただし、下請け事業者及び警備会社について、改正安衛則に基づく措置義務がなくなるわけではなく、その措置義務の責任は、各々の事業者が負うものである。

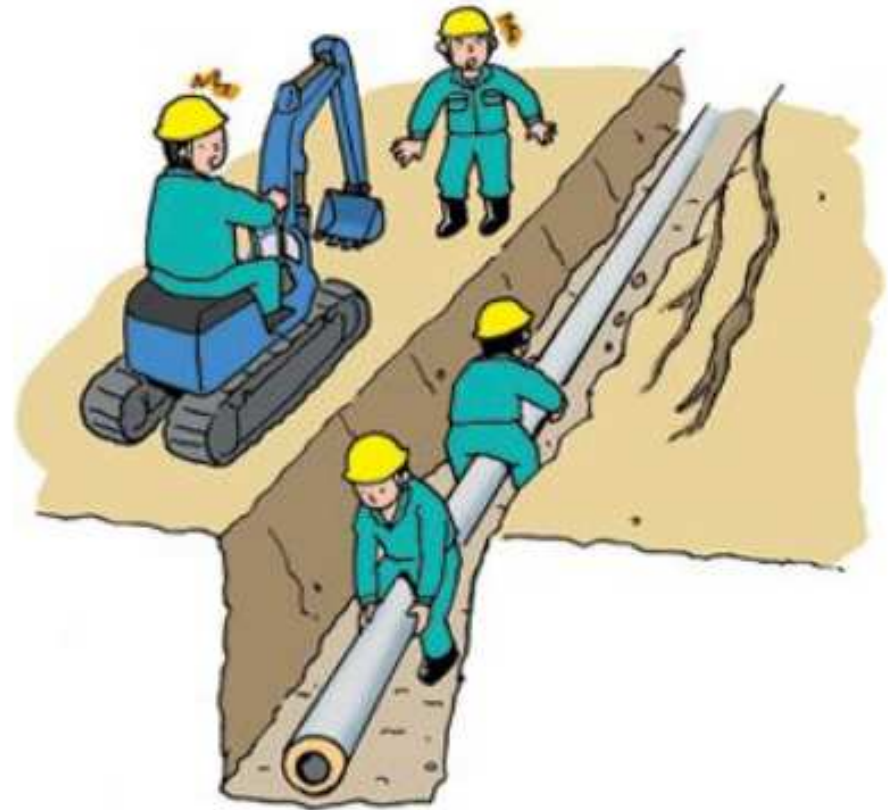
よくある質問

掘削深さ2mを超える場合、地山の掘削作業主任者の選任が必要ですが、一次下請けで選任すれば、二次下請けは選任する必要はないですね。



事業者は、掘削深さ2mを超える場合、地山の掘削作業主任者を選任し、作業を直接指揮させ、保護具の使用などを管理することが必要です。

自社労働者の管理は可能ですが、他社の労働者の管理はできません。よって一次も二次も選任が必要です。



個人事業者等の安全衛生対策に係る 規則改正等

1 改正の趣旨

令和3年5月17日に出されたいわゆる「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを踏まえた省令改正。

危険有害作業（１）を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護措置が図られるよう、法22条に規定する健康障害を防止するための措置を実施することを事業者に義務付ける
（令和5年4月1日施行）

危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、法20条に規定する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置（２）として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することを事業者に義務付ける
（令和7年4月1日施行）

1 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）のこと。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害予防規則

2 作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置とは

労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止について事業者が実施する措置のこと。

- ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

令和7年4月1日～

■ 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人**もその**対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人**についても**火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も**退避させること**

労働者以外の人：一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない

■ 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）に対する周知の義務化

- 立入禁止をする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限らず、

作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者は請負人に対して保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨される。

令和5年4月1日～

■ 危険有害な作業を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）に対する措置の義務化

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

■ 危険有害な作業を行う同一場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

労働者以外の人：一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない

3 重層請負の場合の措置義務者

危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置

- 個々の事業者が当該場所において措置することが原則であるが、危険箇所等における作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所においてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなどしても差し支えない。

危険箇所等で作業の一部を請け負わせる 請負人に対する周知

危険有害作業を請け負わせる請負人 に対する配慮、周知

- 個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置することが原則であるが、重層請負の場合は、次下請は二次下請に対する義務を負い、二次下請け三次下請に対する義務を負う。

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象とならない。



※赤の矢印が新たに
生じる措置義務

4 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項、第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認められるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されている。

今回の改正（令和5年施行の11省令、令和7年施行の4省令）で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

5 配慮義務の意味

配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではなく、何らかの手段で労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課される。

6 周知の方法

常時作業場所の見やすい場所に掲示又は備え付ける

書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）

磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる

機器を設置する

口頭で伝える

周知内容が複雑な場合は ~ のいずれかの方法で行うこと。

7 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が確実にこの措置を実施すること、一人親方が家族従事者を使用するときは家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければならない。



現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

現場主体の「管理活動」



- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

事業者による「管理」



- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- 不具合の数だけ作業がある

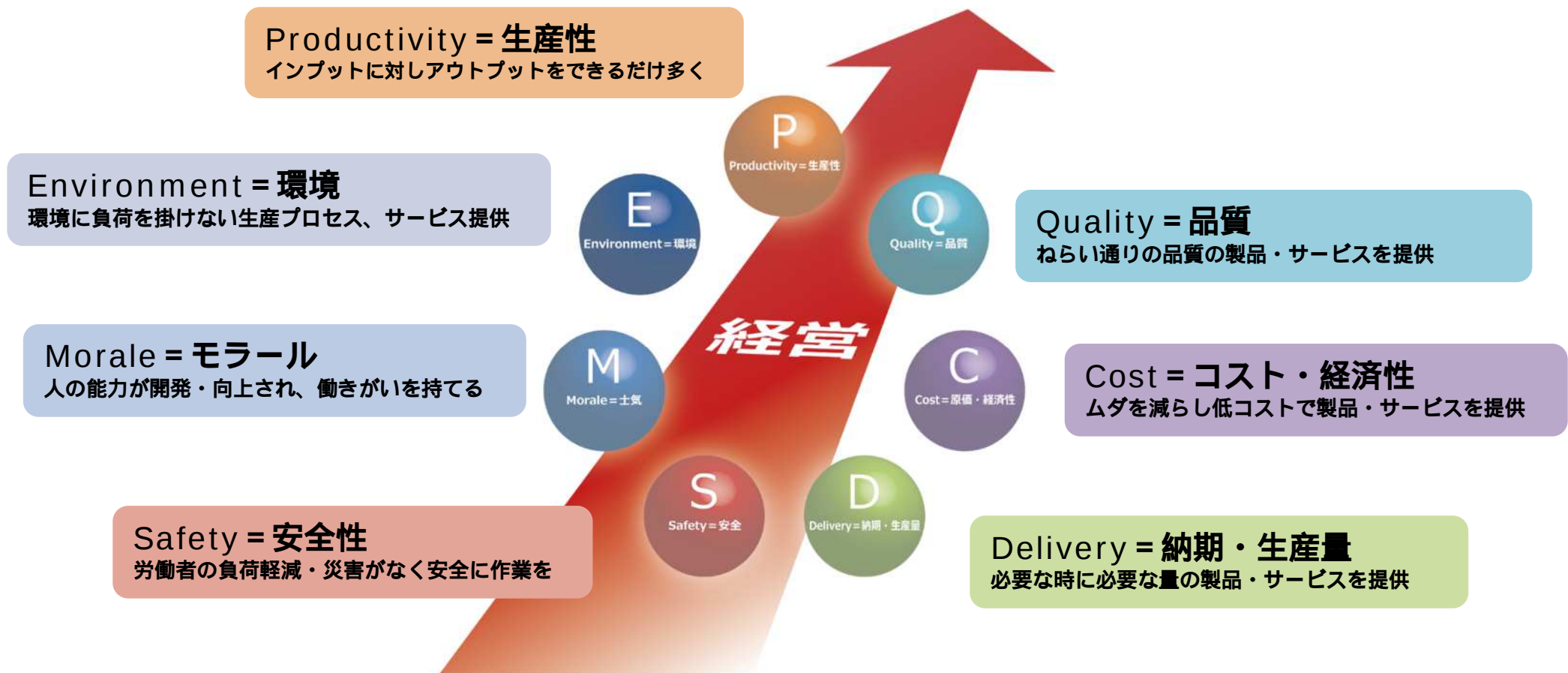
- 管理すべき事項

- 労働災害発生のリスク
- 生産性低下のリスク
- 不良発生のリスク
- 環境負荷が高まるリスク



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [安全を欠かすことはできない。
安全だけを別に取り扱えない。

企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、企業価値向上を図るための戦略的手法とすることができる。





安全経営あいち 賛同事業場制度

目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。



安全経営あいち 賛同事業場制度

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。

詳細はこちら。



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSEはひとつにできる。

出前講座のご案内



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局 & Labour Standards Inspection Office 労働基準監督署

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



安全経営あいち推進大会

Season2

Episode1 2025

リスクアセスメントによる「現場の実態を把握することや各部門が連携する仕組み」は、企業に求められる「リスクマネジメント」の一端を担うだけでなく、企業価値向上のための「成長」と「稼ぐ力」を支える。

日	時	2026年2月4日（水）13：30～16：00	
会	場	日本特殊陶業市民会館ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号	
参	加	費	無料
内 （ 予 定 ）	容	経営者が考える「安全」と「経営」。企業価値向上の礎である現場の実態把握に迫る。 ・事例研究、経営者による異業種対談	
主	催	愛知労働局	

